催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底及び 年末年始の在り方について

標記の件について、内閣官房コロナ室より2点関係団体への周知依頼がありましたのでご連絡を させていただきました。

【催物の主催者が存在しない行事における感染防止策について】

今後、10月末のハロウィンをはじめ、クリスマス、大晦日、初日の出といった催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースの行事が催される時期になります。

対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる 場合も想定されます。

こうした季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所(公道など)で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、自粛等の呼びかけをご検討いただけますようお願いいたします。感染防止策の主な留意点を下記のとおりまとめておりますので、会員企業・関係団体に周知いただければ幸いでございます。

(感染防止対策の主な留意点)

- ①参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- ②主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- ③街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、 なるべく控えること。
- ④必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節 の行事の楽しみ方を検討すること。

【年末年始の在り方について】

先日開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会において、来る年末年始に向け感染リスクが高まることが予想されるところ、「年末年始に関する分科会から政府への提言」及び「分科会から政府への提言 感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」が提言されました。

- つきまして、下記留意事項を会員企業・関係団体に周知いただくとともに、年末年始に向けより 一層の感染拡大防止にご協力の程、よろしくお願いいたします。
- ①年末年始に感染拡大させないために、年末年始に加えて、その前後で休暇を取得することを推進し、分散して休暇を取得し、年末年始の人の流れが分散するよう努めていただきたい。
- ②年末年始は飲酒や会食の機会が増えることから、新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された「感染リスクが高まる 5 つの場面」及び「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」について、ご協力をいただきたい。

<参考>新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html#3